

夏の県民交通安全運動を実施します！

7月11日(土)～20日(月)

年間スローガン
「いそいでも 心のブレーキ かけましょう」


◆子どもと高齢者の交通事故防止
急な飛び出しや不用意な横断を予測した運転で、子どもや高齢者の安全を守る運転を心掛けましょう。

◆自転車の安全利用の推進
自転車は「車のなかま」です。自転車安全利用五則を守り、傘差し運転、携帯電話やヘッドホン使用など危険な運転はやめましょう。事故に備えて、自転車保険に加入していない場合は加入するように努めましょう。

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進は禁止、夜間はライトを点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

◆飲酒運転の根絶
「しない！させない！ゆるさない！」を合言葉に一人一人が積極的に飲酒運転の根絶に取り組みましょう。



問い合わせ 地域安全課(☎④2245)

国民年金制度からのお知らせ

～保険料の免除および猶予について～

国民年金の第1号被保険者(毎月の保険料を納める人)で、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合には、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※制度を利用するには申請して承認される必要があります。申請は毎年必要で、本年度分の申請を受け付けています。なお、申請は過去2年分までさかのぼって行えます

※保険料が免除や猶予になった期間は、年金を受給するための資格期間10年に算入されますが、受け取る年金額は減額されます(下表)。年金額を増やしたい場合は10年以内であれば後から保険料を納めることができます

半額・4分の1が免除されます。ただし、一部免除を受けた場合、免除された残りの保険料を納めないと同扱いになります

保険料納付猶予制度
対象 本人・配偶者の前年所得が一定の基準以下の50歳未満の人
猶予額 保険料の全額
※この制度は学生は利用できません

学生納付特例制度
対象 本人の前年所得が一定基準以下の学生
猶予額 保険料の全額

失業による免除・猶予
失業した時は所得があっても、雇用保険受給資格者証(写し)などの書類を添付し申請すれば免除または猶予になる場合があります。

免除・猶予額 保険料の全額または一部

新型コロナウイルス感染症の影響による特例
新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な場合は、特例免除申請ができます。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少し、所得が一定基準以下になることが見込まれる人

免除・猶予額 令和2年2月以降の所得見込額に応じ、保険料が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)または納付が全額猶予されます

共通事項
持ってくる物 印鑑(スタンプ印不可)・身分証明書(学生の場合は学生証)
各種申請 保険年金課・鬼石総合支所鬼石振興課
※郵送でも受け付けます
問い合わせ 保険年金課(☎④2259)

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間 への算入	年金額 への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(一部)	○
一部納付	○	○(一部)	○
納付猶予	○	×	○
未納	×	×	×

※未納のままにしておくと、障がいや死亡といった不慮の事故が発生した際の障害基礎年金・遺族基礎年金や将来の老齢基礎年金を受けられない場合があります

保険料免除制度
対象 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の人
免除額 所得に応じ、保険料の全額・4分の3・

電気柵などの購入費補助

鳥獣による農林産物の被害を防止するため、農地に設置する電気柵などの購入費用を補助します。

対象 電気柵などの購入費用(材料費のみ)で2万円以上のももの

※宅地内にある家庭菜園は対象外です

補助金額 上限5万円(購入費の2分の1以内)

問い合わせ 農林課(☎④2304)

下水道排水設備工事責任技術者資格試験

下水道排水設備工事責任技術者資格試験が実施されます。詳細については下水道課ホームページをご覧ください。

試験日 10月11日(日)

会場 高崎経済大学

問い合わせ 下水道課(☎④2327)

サマージャンボ宝くじ

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 7月14日(火)～8月14日(金)

抽せん日 8月21日(金)

当せん金 ▼サマージャンボ宝くじⅡ最高7億円(前後賞含む)▼サマージャンボミニⅡ1等1000万円

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他